

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
教育委員会 ・教育総務課 （小学校〔能町、南条、二塚、野村、牧野、太田、五位、千鳥丘〕）、国吉義務教育学校〔前期課程〕） ・生涯学習・スポーツ課 （少年育成センター、公民館、福岡歴史民俗資料館、高岡西部総合公園野球場） ・文化財保護活用課 （埋蔵文化財センター） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 5 年 11 月 29 日 ） 令和 5 年 12 月 26 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- （１）委託料の執行状況
- （２）指定管理者制度の運用状況
- （３）工事等の執行状況
- （４）補助金の執行状況
- （５）歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- （６）行政財産の目的外使用の状況
- （７）資金前渡金の管理状況
- （８）備品の管理状況
- （９）監査対象の所管する重点事業の執行状況
- （１０）前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和4年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 今後の人口減少を見据えた教育環境を整備するため、学校の再編統合に係る施設整備により小中一貫教育を推進するとともに、教職員の業務の負担軽減のため、統合型校務支援クラウドサービスを導入された。

引き続き、児童生徒及び教職員が安全で快適な教育環境となるよう整備の充実を図られたい。

[教育総務課]

イ 本市には、国宝や重要文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区をはじめ数多くの文化財が存在している。勝興寺が新たに国宝に指定され、観光都市としての魅力が増してきた。引き続き、文化財の適切な保存を図るとともに、地域のために活かす取り組みを積極的に推進し、歴史都市高岡としての魅力をさらに高めるよう取り組まれたい。

[文化財保護活用課]